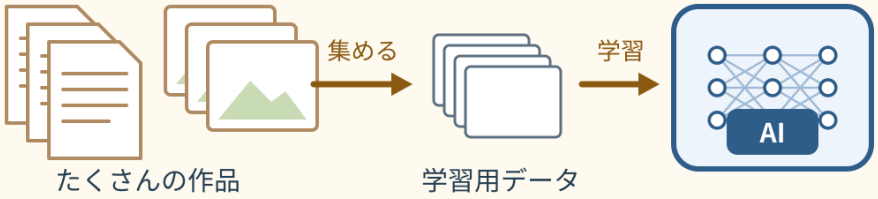
AIと著作権（学習の段階と、つくって使う段階）

AIと著作権は、どの段階で、どのように関わるのだろう

AIの開発・学習の段階

AIをつくる人・会社が行う



作品を楽しむ（享受する）目的ではない利用は、原則として、著作権者の許諾なく行える
（著作権法第30条の4）

ただし、楽しむ目的が一緒にある場合や、
著作権者の利益を不当に害する場合などは
あてはまらない

生成・利用の段階

AIを使う人が行う（わたしたちも）



ふつうの作品と同じ基準で判断される

既存の作品と似ている
（類似性）

＋

既存の作品をもとにした
（依拠性）

↓

両方あると、著作権の侵害になりうる

AIを使う人が気をつけること

- ✓ 特定の作品やキャラクターに似せるような指示をしない
- ✓ 公開する前に、似た作品がないか確かめる
- ✓ 授業の中と外（Webで公開するなど）では、扱いが変わる

※ 文化庁「AIと著作権に関する考え方について」（2024年）の概要をもとにした説明。法的な判断は事例ごとに行われる。